

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10名であります。
よって、会議の定足数に達しております
ので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第1、一般質問を行います。
発言の通告が参っておりますので、順次
発言を許可します。

5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。

12月議会定例会におきまして一般質問
の機会を頂きましたので、3点、分割質問方
式により、お伺い致します。

1点目は、随意契約の適正運用について
お伺いします。

自治体の契約は、原則として競争入札で
行うことが法律で定められております。こ
れは公平性と透明性を確保し、住民の大切
な税金を適正に使うための基本原則です。

一方で、例外的に随意契約も認められて
いますが、運用を誤れば公平性が損なわれ
たり、不適正な価格となるおそれがあります。

本年7月、川北温泉の源泉ポンプが2,508
万円で随意契約により購入されました。
このポンプは、過去にも同一業者から随意
契約で購入されているようで、アメリカ製
であることから、円安の影響や輸送費で割
高の価格になっていることが懸念されます。

日本製のポンプ等、他の選択肢を検討する
ことなく、慣例的に同一業者に発注して
きたのではないかと思われてしまいます。
こうした事例は、公平性や価格の妥当性に
疑念を生じかねさせません。そこで次の点
を伺います。

ひとつめ、本町における競争入札と随意
契約の件数・割合はどの程度か。ふたつめ、
随意契約の要件確認は、どのような手続き
で行っているか。随意契約とする理由、そ
の相手方を選定した理由を明確にし、文書
で記録しているのか。みつめ、随意契約
の判断理由を、今後、議会や住民に公開する
お考えはあるか。よつめ、契約価格の
適正性をどのように担保しているのか。他
の自治体や市場価格との比較、複数見積り
の取得等、具体的な方法を伺います。

随意契約については、町民に疑念を抱か
せることのないよう、透明性と説明責任の
徹底を強く求め、私の質問と致します。

◇議長 西田時雄

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

答弁に入ります前に、議員は、川北温泉
の源泉ポンプの購入について、日本製ポン
プ等、他の選択肢を検討することなくと
おっしゃいましたが、源泉掘削当初から、
井戸の深さ、湯量、温度、泉質等を総合的
に判断して国内のメーカーには適合するポン
プが無いことから、現在のポンプを採用
しておりますので、ご承知おき下さい。

それでは質問に、お答えを致します。

本町における競争入札と随意契約の件数と割合についてであります。令和6年度の契約数155件のうち、競争入札は33件、随意契約は122件となっております。随意契約の内訳と致しましては、工事や業務委託、物品調達等の契約が63件で、システムの更新等競争入札に適さないものの契約が59件あり、随意契約の割合と致しましては78.7%となっております。これら随意契約の要件確認につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川北町財務規則第94条に定められた額の範囲内による契約のほか、同項第5号に定める緊急の必要により競争入札に付することができないとき等の要件に基づいており、業者の選定等につきましても、価格はもちろんのこと、実績を重視する等総合的に判断し、選定を致しております。

次に随意契約の判断理由等の公開につきましては、来年度より様式の統一を図る等資料を整備し、土木課にて閲覧が出来るよう進めて参ります。

また、契約価格の適正性につきましては、複数の業者から見積書を徴収し、最低価格の業者と契約することで適正化を図っております。

随意契約につきましては、これまでと同様に適正な運用を実施するとともに、町民の皆様に疑念を抱かれることのないよう、事務の執行に努めて参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇5番 宮崎 稔
議長5番。

◇議長 西田時雄
5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔
はい、議長。

ご答弁ありがとうございました。2点目は川北まつりの今後について、伺います。

今年の川北まつりは、第40回の記念大会という節目の年でした。恒例の2万発の花火に加えドローンショーも実施され、大変な盛り上がりを見せました。まさに川北町を代表する夏の一大イベントであり、地域の活性化や知名度向上に大きく寄与してきたと思います。

しかし近年、物価高騰により事業費は増加し、町の公費負担は4,000万円～5,000万円に達しています。大会後のアンケート調査では、多額の税金で盛り上がっているのは町外の観客で、町民の満足度は高くないのではとの声もあります。虫送り太鼓や送り火の行列等への参加者も減少し、担い手不足や交通整理の負担も課題となっています。令和4年の大会では、大雨により花火が中止となりましたが、まつり自体は充分に盛り上りました。このことから、花火に多くの予算と労力をかける必要があるのかという意見も出ています。こうした状況を踏まえると、高額な公費負担を今後も続けるのか、現在の内容をこのまま維持すべきか、見直しが必要ではないかと考えます。

まず、目的の明確化が必要だと思います。観光誘致を主とするのか、町民の楽しみを優先するのか。私は、町民のためのまつりを基本とすべきと考えます。次に効果と費用対効果の検証です。経済的な波及効果だ

けでなく、町民の満足度や意識調査を実施し、町民主体の参加がどの程度実現できているのかを検証する必要があります。更に、財政的な持続可能性の確保も欠かせません。毎年多額の公費を投じる一方、福祉・教育・防災・インフラの老朽化対策等、他の行政課題とのバランスも求められます。スポンサー協賛やクラウドファンディング、ふるさと納税の活用等、多様な財源を確保し、公費依存を減らす工夫が必要です。

第40回を転換点と捉え、町民にとって誇りと喜びを感じられる、持続可能な川北まつりの姿を改めて考えるべきだと思いますが、町のお考えをお伺い致します。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

今年の第40回川北まつりは、大かがり火や虫送り太鼓、大花火大会に加えて、40回の記念イベントと致しましてドローンショーを開催し、お陰様で大盛況の内に終えることが出来ました。

ご存知のように、川北まつり開催後には毎回、各区の区長さんをはじめ、関係者の皆様へのアンケート調査を行い、今後の開催に向けての改善を図っているところでございます。今回も10月15日に開催した実行委員会において、委員と能美警察署、松任消防署、北國新聞社のオブザーバーの皆様とともに、アンケート意見への対応策について、検討と協議を行いました。実行委

員として参加された宮崎議員も、その議事の詳細に関しては、ご承知のとおりでございます。

今回の実行委員会においては、送り火、虫送り太鼓、花火、大かがり火、輪踊り、鮎つかみ、駐車場、交通等に関して60項目余りのご提案・ご意見がございました。

その一つ一つの項目について、対応策・対応案を事前に事務局で作成し、委員の皆様にお諮りし、ご意見を頂戴しております。その際、概ね事務局が作成した対応策・対応案については、ご承認を頂きましたが、能美警察署や松任消防署の方々から別途、ご意見も頂戴致しました。

また会議の席上、議員が言われた大花火大会の見直し・中止を求めるアンケート意見については、花火大会があることで川北まつりが町の大きな風物詩となっており、花火の中止には慎重な検討が必要であると事務局より委員の皆様にもご案内しましたが、その場においては、宮崎委員も含め、委員の皆様からご意見等は特にございませんでした。

川北まつりの財政的な面においては、3年前から実施している川北まつりの観覧席料や駐車料を返礼品とするふるさと納税も実施しており、今後更にこれを充実していくと考えているところです。

議員ご指摘の花火大会の見直しや中止、また、川北まつりの今後のあり方につきましては、今回の実行委員会では、委員の皆様からは特に意見やご提案等はございませんでしたが、今後、開催する実行委員会に於きまして、改めて委員の皆様のご意見を伺いながら、今後の川北まつりの開催に向

けて検討して参ることを申し上げ、答弁と致します。

◇5番 宮崎 稔
議長 5番。

◇議長 西田時雄
5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔
はい、議長。

3点目の質問をいたします。住居表示制度の導入について、お伺いします。

令和4年9月議会において山村議員より、住所を表す方法を現在の地番表示から地区名と一致する住居表示へ切り替えをしてはどうか、という提言がありました。

これに対し町長は、慎重な姿勢を示されました。切替えに際しては、煩雑な行政手続きが必要になること、システム改修等相応の費用が発生すること、更に住民の皆さんのが運転免許証や銀行口座等の住所変更を行わなければならない点等を懸念しておられるることは、私も十分理解しております。

しかしその一方で、住民の中には、住んでいる地区名と番地の表示が一致していないのは、いろいろと不便なことがある。住所を説明しても場所が伝わりにくい。といった声が、依然として聞かれます。

また、救急や消防の出動時に、現場の特定がより確実かつ迅速に行えることは、町民の安全に直結する重要な要素です。住居表示の導入は、単なる住所の変更ではなく、住民サービスや安全性の向上にも寄与する取り組みであると考えます。

そこで町長に伺います。

住居表示制度について、改めて調査や検討を行うお考えはないか。必要であれば、住民アンケートの実施や庁内検討会の設置等検討の第一歩を踏み出すお考えはないか。ご所見をお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄
はい、議長。
それではお答え致します。

まず、住居表示制度について申し上げます。住居を表す方法といたしまして、今ほど議員がおっしゃった通り、登記上の土地の地番を住所として表す地番表示、そして基準に沿って、家屋や事務所等に住所のみに使う番号を付け、その番号をもとに住所を表します住居表示の2つがございます。

川北町では全域が地番表示となっており、ご承知のとおり、地区の名称と地番の名称が違う地域も沢山ございます。

以前の答弁と重なるところもございますが、この住居表示制度は、地番表示が複雑な場所では、家や事業所を探しやすくなること等がメリットとして挙げられます。

しかしながら、住居表示を実際に導入を致しますと、対象区域の住民の同意、隣接する地区の同意、条例の制定、そして審議会や説明会の開催、議会での議決等、多くの手続きが必要となります。また、対象区域の住民・事業所が、ご自身で運転免許証や、金融機関や保険会社等の住所地の変更手続きを行って頂くといったご負担に加え、

町の各種システムの改修等の費用負担が発生し、更には、住居表示された住所と登記上の住所ができることで、混乱を招くおそれもございます。

ご質問にありました救急や消防、警察の出動につきましては、聞き取りによる詳細な現場の確認を行う前に、通報を受けた時点で携帯電話等の位置情報を取得しているため、現状でも、迅速な対応が行われているとお聞き致しております。

以上申し上げたように、導入による利便性向上と、住所表示への変更に係ります負担のバランスを勘案致しますと、町と致しましては、制度を推し進めるには、引き続き、慎重に見極める必要があると思います。

令和4年9月議会で山村議員のご質問を受けて以降、住居表示制度の導入について、各地域からの具体的な要望は今のところございません。今後、地域からの強い要望があれば、その制度について負担等をご説明した上で、より詳細な検討をして参りたいと考えております。

◇議長 西田時雄

4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕

はい、議長。

それでは、12月議会におきまして、質問の機会を頂きました。私は、教育関係で2つの質問を一括質問方式にてお聞きしたいと思います。

ひとつは、北陸先端科学技術大学院大学、JAISTと言いますけれども、JAISTとの定期的な連携・交流をしてはということです。

皆さんご存じの通り、JAISTは世界をリードする研究者を育成する機関として、日本はもとより、世界に誇る学術機関として確立しています。世界のトップというと、我々とはかけ離れた存在と思われがちですが、地域への貢献活動にも積極的であり、この先端技術を研究する機関との連携は、地元であるだけに活用しない手はないと思います。実際、これまで地域の学校へ出前講座があったり、私が県立工業高校校長時代には、スーパープロフェッショナルハイスクール事業という事業でJAISTと連携して定期的に高校生の授業に参画し、指導していただいたこともあります。

もちろん、川北もこれまで交流があつたとは聞いていますが、今後ますます社会がデジタル化・IT化が進むこの現在において、先端技術に触ることは、子ども達に大きな刺激になるのではないかと思います。近くにあるこの絶好の研究機関として、また、英語教育推進の学習機会としても活用する機関として、定期的な連携を是非とも推進して頂き、川北の小学生・中学生への刺激にして頂きたいと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

ふたつめですけれども、ふたつめは子どものスマホの長時間使用への制限についてです。スマホやデジタル機器の長時間使用については、これは日本のみならず世界的にも問題になっています。特に、子ども達に悪影響を与えることは医学的にも指摘されているところです。

愛知県豊明市が10月からスマホ規制条例を制定したことは全国の話題になって、個人の自由の保障に反するという意見もあ

りますが、長時間使用の弊害により、子ども達の健全な発達を阻害する要因にも取り上げられています。睡眠時間の減少や視力の低下、コミュニケーション能力の低下等、これを考慮すると何らかの規制があっても不思議ではないと思います。保護者の中からも、長時間使用の状況に、心配する声も多く聞かれています。学習等の活用以外にスマホやデジタル機器使用に対する制限の方策があってもしかるべきではないかと思います。例えば、スマホの使用を午後9時までにするとか、学習時間や学習以外の使用を2時間以内にするとか、先ほどのJAISTの専門員からデジタル機器の有効性だけでなく悪影響のお話を聞くとか、何らか的具体の方策があってもいいのではないかと思います。

教育委員会では、小中学生のスマホ等使用状況の把握はしているのでしょうか。そして、具体的な規制方法があるのか、学校単位で、例えば校長会の方で申合わせするとか、又は川北町のPTA連合会として宣言するとか、子ども達、保護者の目に見える、耳に届く形で制限する目安があれば、各家庭での躾や指導もやりやすいのではないかと思いますが、各団体・組織等への指導も含めて、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄

教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一

はい、議長。

お答え致します。

まず、1点目の北陸先端科学技術大学院大学(JAIST)との連携する教育活動についてですが、現在は近隣の学校において、JAISTと連携し、大学教員による講演会等が継続的に実施されております。また大学においては、毎年秋に地域に開かれた活動としてJAISTフェスティバルが開催されており、本町の中学校へも案内しているところでございます。今年のフェスティバルでは、ロボット展示や科学教室、研究紹介ブース等、生徒の興味を引く多様な企画が催されています。

議員ご指摘のとおり、川北町におきましても、以前、立志式に合わせまして、JAISTの学生との交流の場を設けた実績がございます。この交流では、中学生、学生それぞれから自国の文化や産業の紹介をし合ったり、中学生からは先端大学院大学で学ぼうと思った動機等について、質疑応答する時間を設けておりました。JAISTとの交流や連携を図ることにより、最先端の技術に触れる機会を得ることや、学生との交流を生きた学習の機会とすることは、児童や生徒の知的好奇心と国際感覚を育む上で大変に有意義なことと認識しております。丁度、児童・生徒の英語の学習の場として先端大学院の学生との交流を検討していたところでもあり、今後、学校現場の具体的なニーズや実施方法に関する意見を十分に聴取しながら、実現可能な形での交流が実現できるよう検討して参りたいと思っております。

2点目の子どものスマホ長時間使用への制限の取組みについてですが、ご存じのように、2019年より開始された一人一端末を配置する学校GIGAスクール構想により、

デジタル機器の利用は進み、子ども達の学び方も大きく変化して参りました。この際、家庭でのネット接続を想定した通信環境の整備も完了しており、子ども達にとって携帯型ネット機器の利用は、これまで以上に、身近で、日常的なものとなっております。また以前より、ネットモラル、睡眠時間や視力低下等、健康に関する問題をはじめ、ある民間企業の調査では、ネット利用時間の増加と思考力や判断力の低下の相関関係も指摘されているところでございます。

現在の町内の小・中学校でのスマホの所有状況を示すデータは、教育委員会としては持ち合わせてはいませんが、ひとつ具体的な事例として、今年9月、ある小学校において5・6年生を対象にした講演会において、スマホを所持する児童に挙手を求めたところ、9割弱の児童が手を挙げたということでございます。また、令和4年度に町内小学校6年生と中学生全員が参加し、スマホの利用について考え、ルールづくりを目的としたレベルアップ川北会議というものが行われました。その時のアンケート結果では、ゲーム機も含みネットに接続する機器の所有は、9割を超えていました。このような実態を踏まえ、各小・中学校では、スマホを含む携帯型ネット機器の利用について、継続的な取組を実施しております。令和7年度で申し上げますと、保護者参加の学校保健委員会において、メディアとの付き合い方等をテーマとして開催されたり、非行防止講座の中でも携帯型ネット機器の利用が取り上げられたりしております。それぞれ、科学的見地や、ネット犯罪の被害者とならない見地から、使用について自己

管理できる力を育むことを目的として開催されております。また、N0メディア週間を設定し、家庭におけるルールを考え、保護者と共に取り組んでいる学校も数多くございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、各校で取り組まれている家庭でのルールづくりを基本とする様々な取組の結果、ルールが定着しているかどうかと言った点には、課題があることは事実でございます。

利用時間についてですが、個々の家庭環境や利用目的が多様であるため、一律に利用時間を示すことは難しいというふに考えますが、今後とも学校とともに、各家庭に対しまして、利用の現状や家庭でのルールづくりに取り組む機会の提供等を進めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 西田時雄

1番 山先謙二郎君。

◇1番 山先謙二郎

はい、議長。

12月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、私からは未来に向けた環境整備についてお尋ねします。

人口増加、また町への移住促進のための旧集落に隣接した団地や宅地造成のおかげで、町のイベント等では沢山の子ども達の声が響き、またその子達を見守る歳を重ねた人達の笑顔、この光景がこの先もずっと続く事を願います。そんな中、私の住む中島地区には、現在、空き家が約十数件あります。そのほとんどは所有者又は管理者がいる空き家ですが、その中で最近、所有者

不明の空き家があることがわかりました。最初はあまり気に留めてはいなかったのですが、その家を見に行くと、玄関先の植え込みの木が道路にかなり張り出し、更に隣の家にも木の枝が広がっていた為、この現状を伝えようと管理者を探したのですが、確認することができませんでした。

生活の妨げとなっている枝木を切ること自体は簡単なことであり、私個人的には枝木を切ってあげたいという気持ちでいっぱいなのですが、土地家屋調査士に相談したところ、令和 5 年に相隣関係の見直しがされたものの、所有者の承諾なしに枝を無断で切り取ることは、トラブルになる可能性が高い事から、まずは所有者に確認し承諾を得ること。所有者が亡くなっている場合であれば、相続人に確認すること。しかし、相続人の居所がわからなかったり、相続放棄等で所有者不明となっている物件は、必要な手続きを踏まないと、国の物になる事はなく、その手続きには様々な制限や時間・費用が掛るため、そのまま放置されてしまっているのが現状だそうです。その間にも建物は劣化していき、樹木や雑草は成長していくばかりです。このまま放置すれば、道路の通行の妨げとなり野生動物の住処になっていくのではないかと心配です。

また中島地区だけではないと思いますが、ひとり暮らしの高齢者が増えている中で、このような所有者不明の空き家が、これから増えることも危惧されます。簡単な問題ではないと思いますが、未来を担う子ども達に負担を背負わせない為にも、所有者不明の空き家に対する環境整備と対策が必要だと考えます。

このような状況に目を向け、地区内でも話し合い、対処していく事も必要だと思いますが、地域で出来ることにも限界があります。空き家の所有者それぞれの事情もある中で、私たちが口を挟めない領域でもあり、容易に解決出来ることではありません。今後は地域と行政が一緒に取り組んでいかなければならぬと思いますが、町当局の考え方をお聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄
はい、議長。
それではお答え致します。

まずは、川北町の空き家について申し上げますと、平成 28 年度に川北町空き家等対策計画を策定し、平成 30 年度には空き家実態調査を実施しており、当時の空き家件数ですが、67 件でありましたが、令和 7 年度は 98 件と約 1.5 倍に増加を致しております。

このような状況下において、町では、これまでに様々な空き家対策を講じて参りましたが、主なものとして、空き家バンク制度の創設、空き家の解体補助は、これまでに延 23 件実施を致しております。空き家の改修補助等、空き家の解消や利活用の促進に向けた取り組みがございます。

更には、空き家の所有者に対して数回にわたり、今後の意向調査も実施致しております。今年度は、90 人の所有者に対し調査を実施し、35 人から回答があり、そのうち利活用の予定があると回答したのはたった

16人で全体の2割にも満たない状況であります。このように、空き家は所有者にとって大きな負担となっており、対応に苦慮している方も多いのではないかと推察されます。

参考に申し上げますと、次世代の若い人たちが、地区内の空き家や、空き家になりそうな住宅等について、一団の土地として開発による利活用が出来ないか等、将来に向けた話し合いを行っている地区があるとも伺っております。

また、議員ご心配であるご指摘の相続放棄等により所有者が不明となっている空き家につきましては、今後、財産管理制度や国が定めるガイドラインのほか、近隣にいろんな自治体がありまして、いろんな取り組みをやっているとお伺い致しておりますが、そのことも参考にしながら、地域と協力して対策を講じて参りたいと考えております。

◇議長 西田時雄

8番 山村秀俊君。

◇8番 山村秀俊

はい、議長。

12月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式により、2点、お尋ねします。

1点目は、地区分担金の廃止についてお尋ねします。

地区分担金については、水道施設だけでなく、管路の分担金も発生し、更に10年後、これまでの下水道施設だけでなく、下水道

の管路も、新たな更新時期を迎える地区が出て、更なる分担金の発生が見込まれるのではないかと懸念されます。

たまたま、施設だけでなく、管路の更新時期とも重なっているためですが、これでは、水道や下水道の料金が、県内で一番の安さであったとしても、別途、地区分担金の確保が、いつまでも重くのしかかります。

そのため、私個人の考えですが、地区分担金の徴収を廃止し代わりに各地区へ交付しているいきいき地域づくり事業交付金を削減してはどうか。例えば、3割削減なら1,200万円、地区分担金に見合うだけの金額の全額とはいわないまでも、それなりに確保できると思います。地区全体で、地区分担金と地区への交付金を相殺する考えです。これは、公共施設等の老朽化による整備費用の確保のため、いきいき交付金が、令和6年度で前年度比約200万円削減され、今後も見直しが見込まれることから、相殺ならば、同じ見直しでも、地区全体として意味のある見直しになると考えます。

そこでお尋ねします。

相殺による水道管路に対する地区分担金の廃止について、町としての考え方をお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい議長。

お答えいたします。9月議会の答弁の繰り返しになりますけれども、川北町では、地区或いは地域単位で簡易水道事業や農業

集落排水事業の施設整備が進められてきた経緯もあり、地区や地域間の公平性及び事業の透明性を維持しつつ、地域の皆様方に事業内容をご理解いただいた上で、地区や地域単位での受益者負担として、分担金のご負担をお願いしているところであります。このような実態にあって、現段階での地区分担金制度の見直しは公平性を損なうものであることから、現在、地区分担金制度の変更予定はございません。なお、上下水道の施設・管路の老朽・劣化は、日本全体が抱えている問題でもあり、今後の国の対応状況等も鑑みながら、水道料金等の見直しを含め、臨機応変に対応していくことを申し上げ、答弁と致します。

◇8番 山村秀俊君

議長、8番。

◇議長西田時雄

8番 山村秀俊君。

◇8番 山村秀俊

はい、議長。

2点目は、温浴施設の統合についてお尋ねします。

まず始めに、百寿会館の収支ですが、実質収支は、固定費だけで年間1,000万円以上の赤字です。主にお風呂への支出で工事費は別にしてです。また、川北温泉の収支についても同様に、固定費だけで年間2,000万円以上の赤字で、工事費は別にしてです。

温浴施設について、一概に赤字だからと言って否定するつもりはありません。現に

利用されている方もみえます。しかしながら、維持管理コストが大きく、共に、毎年赤字であり、お互いの場所から100m圏内の目と鼻の先にあり、温浴施設としての機能が重複していることから、百寿会館のお風呂を廃止し、川北温泉にその機能を集約することが必要ではないかと考えます。ただし、これまでの百寿会館への送迎バスは継続とし、川北温泉の玄関前に、送迎バス専用の乗入れ口を整備することが必要です。また、空きスペースは、温浴施設以外での事業用に改装し、新たな活用を図ってはどうでしょうか。

そこで、お尋ねします。

温浴施設の統合について、町としての考え方をお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

住民課長 國雲正樹君。

◇住民課長 國雲正樹

はい、議長。

お答え致します。

百寿会館は、1階部分が老人福祉センター・百寿会館、2階部分が中部地区学習等供用施設・百寿会館となっている複合施設で、昭和56年11月に防衛省の補助を受け、整備しております。

1階部分の老人福祉センターは、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上に寄与するために設置された施設であり、収支に重きを置く施設ではないと考えております。百寿会館のお風呂を廃止し、空きスペースは温浴施設以外での事業

用に改裝してはどうかとのことですが、議員が述べられたとおり、現に利用されている方が一定数おられること、改裝するにしても、次の用途及び運営方法等を決めなければいけないこと、温浴施設の廃止が老人福祉センターの趣旨に沿っているのか等を考慮すると、温浴施設の統合は、簡単にはいかないものと思われます。

令和6年6月議会において、山田議員の質問に対し答弁したとおり、各課横断的に活用を推進する等、柔軟な発想で、活用方法を見直す時期に来ているのではないかと考えておりますので、老人福祉センターの趣旨に沿ったお年寄りの“居場所づくり” “憩いの場” の提供等ができるいかを模索し、温浴施設の統合についても、貴重なご意見として承り、せっかくの施設ですので、今後とも、町民の皆様が利用しやすく、多くの方に活用される施設となるよう管理・運営していくことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終ります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第2、議案第45号から議案第54号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長 宮崎 稔君。

◇総務産業常任委員長、宮崎 稔

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果を報告致します。議案第45号令和7年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第49号川北町議会議員選挙及び川北町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第50号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第51号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見に取り纏りましたので、ここに報告致します。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長 山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。議案第45号令和7年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第46号令和7年度川北町国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号令和7年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、議案第48号令和7年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第52号川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 53 号川北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 54 号川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について以上の案件につきまして、休会中、慎重審議の審査の結果、全員賛成の意見に纏りましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号から議案第 54 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 45 号から議案第 54 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席下さい。

したがって、議案第 45 号から議案第 54 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《議事日程追加》

◇議長 西田時雄

次に、議事日程追加の件をお諮りします。

会議規則第 22 条の規定により、本定例会に議案第 56 号から議案第 59 号までを追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

[異議なしの声あり]

異議なしと認めます。

したがって、本定例会に議案第 56 号から議案第 59 号までを追加することに決定しました。

尚、これに基づく追加議事日程は、お手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

追加日程第 1、議案第 56 号から議案第 59 号までを議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

今程は、追加提案にご同意を頂きまして有難うございます。それでは、議案第 56 号から第 59 号の一般職や特別職の給与条例、そして、議員報酬と任期付職員に関する条例の一部改正について、ご説明を致します。

この改正は、人事院勧告に準じて、若年層を中心として、全職員を対象に給与水準の改定を行うもので、一般職の月給を、平均ですが、3.3%引き上げるとともに、12 月

に支給いたします一般職の期末手当と勤勉手当を合わせて 0.05 ヶ月分、特別職と議員の期末手当につきましても、0.05 ヶ月分引き上げるものであります。また、一般職の通勤手当や宿日直手当、任期付職員の給料等も改正し、月給や通勤・宿日直手当は、令和 7 年 4 月 1 日に遡及し、期末・勤勉手当は 12 月分より適用致します。そして、令和 8 年度以降の期末・勤勉手当については、6 月と 12 月の支給割合を平準化し、これは、令和 8 年 4 月 1 日から施行致します。

議員の皆様には、何卒、慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託省略・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号から議案第 59 号までを採決します。

議案第 56 号から議案第 59 号までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席下さい。

したがって、議案第 56 号から議案第 59 号までについては、原案のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、議事日程はすべて終了しましたので、令和 7 年第 7 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。どうもご苦労様でした。

(11 時 07 分)